

発議案第2号

地方自治法第180条第1項の規定による知事専決処分指定事項の一部を改正する議案

地方自治法第180条第1項の規定による知事専決処分指定事項（昭和39年3月24日議決）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(1) 略 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により議会の同意を得ることとされている賠償責任の免除のうち、その金額が10万円以下であるもの (3)～(7) 略	(1) 略 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第8項</u> の規定により議会の同意を得ることとされている賠償責任の免除のうち、その金額が10万円以下であるもの (3)～(7) 略

附 則

この議決は、令和2年4月1日から効力を生ずる。